

ある者をも、大方の科人をも、同前に御成敗あり、御身の腹さへ立給へば、善も悪も辨なしに仰付られ、御機に入たる者には、一度逆心の族にも、卒爾に所領を下され、忠節忠功の武士をも、科なきに、頭をあげさせぬ様にあそばし、万事逆なる御仕置を、信虎公の非道と御覽あり、父にてましませど、追出し給ふ、晴信公三年もたゞざるに、御身のすぎ給ふ事をすこして、心のまゝにあそばすは、信虎公の百双倍も、悪大將にて、御座候といさめ申事、御立腹にて、板垣を御成敗に付ては、尤御馬のさきにて討死仕ると存するなりと、申上れば、晴信公そにて會得まし、板垣信形を御寢所へ召つれられ、涙をながし誓紙をあそばし、無行儀をなほしなざる、儀、天文八年己亥十一月朔日、晴信公十九歳の御時也。

〔常山紀談附録〕大内義隆は周防長門豊前不殘領國にて安藝石見も領地なり。○中其比并なき

大名なりければ、漸武備に怠り、遊山を樂み、茶の會に日を暮し、家中國中の難義を露も知らず、仕置は家老の陶尾張守晴賢に任せられしかば、尾張守二心を持きざし、有毛利元就是を察し、或夜密に義隆の前に出て、古より國を奪ひ候事、皆其家の家老にて候、それ故明君はよく家來を引まはし、威を家老に奪はれず候、威を家老に奪はれ候ては、役義を云付、知行をやり候ても、其主君よりの下知と不存家老より取はからひ申すと心得候故、其主君は、あれども無がごとくに候、家老役人の勢次第に強くなつて、後には其主君を殺し、國をも奪ひ候、今の様子危く候間、御心を付られ候へと、申給ひしかども、義隆合點なく、遂に尾張守に殺され給ひけり。

〔陰徳太平記十七〕冷泉隆豊諫言之事

都督義隆卿諸道ノ奥儀ヲ研メ、小伎藝ニ心ヲヨセ、武ノ學廢レ果、軍政號令ノ評論ハ失口ニ

ダモ不説。○中冷泉判官隆豊ハ此形狀ヲ熟見テ、是偏ニ當家泯滅ノ時至レリト、歎キ思シカバ、或

時義隆卿ヲ諫テ云、公ノ御行迹ヲ奉見ニ、更ニ夢共不覺、幻共不辨候。○中去年淨福寺ノ新發意